

**改正**

平成26年3月31日告示第54号

平成28年3月28日告示第29号

平成29年9月20日告示第79号

令和3年12月24日告示第103号

小矢部市鳥獣害防止対策推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、小矢部市補助金等交付規則（昭和43年小矢部市規則第5号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、小矢部市鳥獣害防止対策推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

**第2条** 市長は、鳥獣による農林水産物の被害を防止し、又は軽減するため、鳥獣害防止対策を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付の要件)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有し、市内において農林水産物を生産する個人若しくは団体又は小矢部市有害鳥獣対策協議会で別表に掲げる事業を行い、及び同表に掲げる交付の要件を満たすものとする。ただし、補助金の交付申請時において納付すべき納期限の到来した市税等に未納がない者に限る。

(補助金の交付対象となる経費等)

**第4条** 補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定により算定した額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

3 補助金の交付は、同一年度において1回限りとする。

(補助金の交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小矢部市鳥獣害防止対策推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別に定める書類を添付して市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

**第6条** 市長は、補助金の交付の申請があった場合は、当該申請書の内容について審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付条件)

**第7条** 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(変更承認申請)

**第8条** 第6条の規定による決定を受けた者が、事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、小矢部市鳥獣害防止対策推進事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

**第9条** 申請者は、補助事業が完了したときは、小矢部市鳥獣害防止対策推進事業実績報告書（様式第3号）に別に定める書類を添付して提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

**第10条** 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を申請目的以外に使用したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(補則)

**第11条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成26年3月31日告示第54号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成28年3月28日告示第29号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成29年9月20日告示第79号）

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

**附 則**（令和3年12月24日告示第103号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

**別表**（第3条、第4条関係）

事業名	交付の要件		補助の対象となる経費	補助金の額
防護柵等設置事業	個人の場合	市内において事業を実施する耕作地等（ビニールハウスを設置した耕作地等を含む。）の面積（既に補助金の交付を受けた耕作地等の面積を除く。以下この表において「実施面積」という。）が、おおむね200平方メートル以上であること。	防護柵、防護ネット、電気柵等の購入費（ただし、国・県等の補助事業を併用した場合は国・県等の補助金額を除いた額とする。）	補助の対象となる経費の3分の1以内で、100,000円を限度とする。
		市内の農業用施設等において実施する事業の延長（既に補助金の交付を受けた延長を除く。以下この表において「実施延長」という。）がおおむね50メートル以上であること。		
	団体の場合	2人以上で構成する団体であって、実施面積の合計が、個人の場合の交付の要件を満たすこと。		

			<p>数に100,000円を乗じて得た額（個人の交付要件を満たさない者の実施面積の合計が200平方メートル以上である場合は、当該額に100,000円を加えた額）を限度とする。</p>
		2人以上で構成する団体であって、実施延長の合計が、個人の場合の交付の要件を満たすこと。	補助の対象となる経費の3分の1以内で、100,000円を限度とする。
小矢部市有害鳥獣対策協議会の場合	実施面積の合計が、個人の場合の交付の要件を満たすこと。		<p>補助の対象となる経費の3分の1以内で、受益者ごとの実施面積が個人の場合の交付要件を満たす者の数に100,000円を乗じて得た額（個人の交付要件を満たさない者の実施面積の合計が200平方メートル以上である場合は、当該額に100,000円を加えた額）を限度とする。</p>
		実施延長の合計が、個人の場合の交付の要件を満たすこと。	補助の対象となる経費の3分の1以内で、100,000円を限度とする。

## 備考

- 1 団体の構成員に同一世帯の者がいる場合は、当該同一世帯の者全員をもって構成員1人としてこの表を適用するものとする。
- 2 複数の交付要件を同時に満たす場合の補助限度額は、それぞれの補助限度額のうちいずれか高い方の額とする。